

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月17日（平成30年（行情）諮問第192号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行情）答申第160号）

事件名：公務災害認定に係る裁判書類の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「公務災害認定に係る裁判書類（直近2件）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年2月23日付け愛労発総0223第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年1月30日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「公務災害認定に係る裁判書類（直近2件）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年2月28日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象行政文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、「公務災害認定に係る裁判書類（直近2件）」である。

(2) 本件対象行政文書の保有について

本件対象行政文書については、仮に存在すると仮定した場合、公務災害関係の行政文書ファイルに保管するものである。

当該行政文書ファイルには、現在、本件対象行政文書は保管されておらず、また、過去に愛知労働局において公務災害に係る裁判の対応をした事跡も確認できなかったことから、処分庁において対象行政文書を作成・取得しておらず、保有していないとした原処分の判断について、何ら不自然・不合理な点はない。

なお、本件審査請求を受け、処分庁に対し、改めて倉庫等の探索を指示し、本件対象行政文書を保有していないことを再度確認している。

したがって、上記（１）で特定した対象行政文書について、これを保有していないため、法９条２項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

（３）審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を作成または取得している」と主張するが、上記（２）のとおり本件対象行政文書を保有していないことは明らかであり、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

４ 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成３０年４月１７日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年６月７日 審議
- ④ 同月２８日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件対象文書は、「公務災害認定に係る裁判書類（直近２件）」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２ 本件対象文書の保有の有無について

（１）諮問庁は、理由説明書（上記第３の３（２））において、以下の旨を説明し、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であるとする。

ア 本件対象文書については、仮に存在するとした場合、公務災害関係の行政文書ファイルに保管するものである。

当該行政文書ファイルには、現在、本件対象文書は保管されておらず、また、過去に愛知労働局において公務災害に係る裁判の対応を

した事跡も確認できなかったことから、処分庁において本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していないとした原処分の判断について、何ら不自然・不合理な点はない。

イ なお、本件審査請求を受け、処分庁に対し、改めて倉庫等の探索を指示し、本件対象文書を保有していないことを再度確認している。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子